

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月3日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額を定める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表5その他の表第10項第1号中「この項及び次項」を「この項から第13項まで、第16項及び第17項」に改め、同表第12項第1号中「建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項及び次項において「建築基準関係規定適合審査」という。）」を「建築基準関係規定適合審査」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

ア 認定の対象が住宅の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び第16項から第18項までにおいて同じ。）である場合		
(ア) 単位住戸が1の場合		
a 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	28,000
b 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	32,000
(イ) 単位住戸が2以上の場合		
a 単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	57,000
b 単位住戸の床面積の合計が300平方メートル以上	1件	96,000

2,000平方メートル未満のとき		
c 単位住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	163,000
d 単位住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	234,000
イ 認定の対象が住宅（認定の対象が2以上の単位住戸を有するものに限る。）である場合（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	57,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	96,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	163,000

き

(エ) 住宅の床面積の合計が

1件

234,000

5,000平方メートル以上のと

き

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物で

ある場合

(ア) 都市の低炭素化の促進に関する

法律第54条第1項第1号に規定

する基準（以下この項及び次項に

おいて「誘導すべき基準」とい

う。）に適合しているかどうかの

基準が、建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令（平成28

年経済産業省・国土交通省令第1

号。以下この項から第19項まで

において「省令」という。）第1

条第1項第1号ただし書に定める

方法又は同号イに定める基準（以

下この項から第15項まで、第

18項及び第19項において「建

築物エネルギー消費性能基準にお

ける標準入力法・主要室入力法」

という。）による場合

a	建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のとき	1件	189,000
b	建築物の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の とき	1件	237,000
c	建築物の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の とき	1件	306,000
d	建築物の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の とき	1件	437,000
e	建築物の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のとき	1件	538,000
f	建築物の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のとき	1件	636,000
g	建築物の床面積の合計が	1件	726,000

25,000平方メートル以上
のとき

(イ) 誘導すべき基準に適合している
かどうかの基準が、省令第1条第
1項第1号ロに定める基準（以下
この項から第15項まで、第18
項及び第19項において「建築物
エネルギー消費性能基準における
モデル建物法」という。）による
場合

a 建築物の床面積の合計が 1件 72,000
300平方メートル未満のとき

b 建築物の床面積の合計が 1件 92,000
300平方メートル以上
1,000平方メートル未満の
とき

c 建築物の床面積の合計が 1件 121,000
1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満の
とき

d 建築物の床面積の合計が 1件 196,000
2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の

とき		
e 建築物の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のとき	1件	257,000
f 建築物の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のとき	1件	308,000
g 建築物の床面積の合計が 25,000平方メートル以上 のとき	1件	362,000

別表5その他の表第12項第1号エ中「(当該建築物における住戸の総数が2以上のものに限る。)」を削り、「建築物全体」を「建築物」に、「総戸数及び建築物の共用部分の床面積」を「建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」に改め、同表第13項第1号アからウまでを次のように改める。

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合		
(ア) 単位住戸が1の場合		
a 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	14,000

b	単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	16,000
(イ)	単位住戸が2以上の場合		
a	単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	29,000
b	単位住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	48,000
c	単位住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	82,000
d	単位住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	117,000
イ	認定の対象が住宅（認定の対象が2以上の単位住戸を有するものに限る。）である場合（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）		
(ア)	住宅の床面積の合計が300平方メートル以上のとき	1件	29,000

方メートル未満のとき		
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	48,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	82,000
(エ) 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	117,000
ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合		
(ア) 誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は建築物エネルギー消費性能基準における標準入力法・主要室入力法による場合		
a 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	95,000
b 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上	1件	119,000

1,000平方メートル未満のとき		
c 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	153,000
d 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	218,000
e 建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1件	269,000
f 建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1件	318,000
g 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1件	363,000
(イ) 誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー		

ギー消費性能基準におけるモデル
建物法による場合

a	建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のとき	1件	36,000
b	建築物の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の とき	1件	46,000
c	建築物の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の とき	1件	61,000
d	建築物の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の とき	1件	98,000
e	建築物の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のとき	1件	128,000
f	建築物の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	1件	154,000

のとき		
g 建築物の床面積の合計が	1件	181,000
25,000平方メートル以上		
のとき		

別表5その他の表第13項第1号エ中「(当該建築物における住戸の総数が2以上のものに限る。)」を削り、「建築物全体」を「建築物」に、「総戸数及び建築物の共用部分の床面積」を「建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」に改め、同表第14項第1号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び第16項から第18項までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準(以下この項、次項、第18項及び第19項において「標準入力法・主要室入力法」という。)」を「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は建築物エネルギー消費性能基準における標準入力法・主要室入力法」に改め、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「1,000平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が	1件	26,000
1,000平方メートル未満のとき		

別表5その他の表第14項第1号イ中「省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この項、次項、第18項及び第19項において「モデ

ル建物法」という。) 」を「建築物エネルギー消費性能基準におけるモデル建物法」に改め、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「1, 000平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が	1件	22, 000
1, 000平方メートル未満のとき		

別表5その他の表第14項第2号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「1, 000平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が	1件	237, 000
1, 000平方メートル未満のとき		

別表5その他の表第14項第2号イ中「基準が、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「1, 000平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が	1件	92, 000
-----------------	----	---------

1, 000 平方メートル未満のと き		
------------------------	--	--

別表5 その他の表第15項第1号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「1, 000 平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 1, 000 平方メートル未満のと き	1 件	13, 000
---	-----	---------

別表5 その他の表第15項第1号イ中「基準が、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「1, 000 平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 1, 000 平方メートル未満のと き	1 件	11, 000
---	-----	---------

別表5 その他の表第15項第2号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「1, 000 平方メートル以上」

を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 1,000平方メートル未満のとき	1件	119,000
-------------------------------------	----	---------

別表5その他の表第15項第2号イ中「基準が、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「1,000平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 1,000平方メートル未満のとき	1件	46,000
-------------------------------------	----	--------

別表5その他の表第16項第1号中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項及び次項において「建築基準関係規定適合審査」という。）」を「建築基準関係規定適合審査」に改め、同号ア中「（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項から第18項までにおいて同じ。）」を削り、同号エ中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)」に、「標準入力法・主要室入力法」を「誘導基準における標準入力法・主要室入力法」に改め、

(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートル以上」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1件	237,000
--	----	---------

別表5その他の表第16項第1号オ中「モデル建物法」を「誘導基準におけるモデル建物法」に改め、(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号オ(イ)中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートル以上」に改め、同号オ(イ)を同号オ(ウ)とし、同号オ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1件	92,000
--	----	--------

別表5その他の表第17項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第1号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号エ中「基準が、」の次に「省令第10条第1号ただし書に定める方法又は誘導基準における」を加え、(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートル以上」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	119,000
-------------------------------	----	---------

平方メートル以上1,000平方 メートル未満のとき		
------------------------------	--	--

別表5その他の表第17項第1号オ中「基準が、」の次に「誘導基準における」を加え、(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号オ(イ)中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートル以上」に改め、同号オ(イ)を同号オ(ウ)とし、同号オ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1件	46,000
--	----	--------

別表5その他の表第18項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項第5号中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートル以上」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1件	237,000
--	----	---------

別表5その他の表第18項第6号中「基準が、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートル以上」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のよ

うに加える。

イ 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1件	92,000
--	----	--------

別表5その他の表第19項第1号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「1,000平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のとき	1件	13,000
---------------------------------	----	--------

別表5その他の表第19項第1号イ中「基準が、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「1,000平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のとき	1件	11,000
---------------------------------	----	--------

別表5その他の表第19項第2号ア中「基準が、」の次に「省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は建築物エネルギー消費性能基

準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「1,000平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 1,000平方メートル未満のとき	1件	119,000
-------------------------------------	----	---------

別表5その他の表第19項第2号イ中「基準が、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準における」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「1,000平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 1,000平方メートル未満のとき	1件	46,000
-------------------------------------	----	--------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。